

新通訳案内士法の施行により、何がどう変わるのか？

●平成 29 年度の通訳案内士試験の受験申し込みは横ばい

6 月 2 日に開催された「第 1 回新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」で、JNTO の山崎道徳理事は、下記のように発言しました。

「今のところ 平成 29 年度の通訳案内士試験の受験申し込みは横ばい。来年度以降については、受験者数がどうなるかについて、危惧しているところ。資格を持つことのメリットを明確にして強くアピールしていかないと、受験者は減り続けてしまうのではないか。」

●通訳案内士試験は、受験する価値のある試験なのか？

2020 年の東京オリンピックを目前に控えて、受験者が激増してもおかしくないのに、何故、受験者が横ばいなのでしょう？

理由は、もちろん、JTB グループの悲願であった通訳案内士の業務独占廃止が決まり、ヤミガイドが合法化されたことにより、「通訳案内士試験は、受験する価値のある試験なのか？」という根本的な疑問が受験者の間に広まっているからです。

メルマガ読者の皆さんからも、本件について多数の疑問、懸念を頂戴いたしております。

そこで、本日は、平成 29 年度の受験願書の締め切りを明日に控えて、この問題について、動画にてお話しさせていただくことにいたしました。

【第 1 部】「通訳案内士の業務独占廃止」への流れ（再確認）

まず、「通訳案内士の業務独占廃止」がどのように決められたのか、簡単に再確認しておきたいと思えます。

安倍首相が議長を務める国家戦略特別区域諮問会議が、今治市を国家戦略特区と決定し、安倍首相の「30 年来の腹心の友」である加計理事長が経営する加計学園が今治市に獣医学部を新設できるように強引に推し進めた「加計学園ありき」が問題となっていますが、通訳案内士の業務独占廃止も、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議の「業務独占廃止ありき」から始まりました。

●「通訳案内士の業務独占廃止」への流れを時系列に記載すると下記ようになります。

【1】規制改革会議「第 8 回地域活性化ワーキング・グループ」（平成 27 年 12 月 5 日）

- ・星野リゾートの星野佳路代表の提言

「野鳥観察などのエコツーリズムや冬山スポーツのガイドに通訳案内士の資格は必要ない。」

「そもそも私は通訳して案内する人を免許制にする必要があるのだろうかと思っているところですね。」

【2】規制改革会議「通訳案内士制度の見直しについて」(1)（平成 28 年 1 月 28 日）

- ・岡議長「業務独占廃止するしかない。観光庁もその方向で検討してもらいたい。」

【3】規制改革会議「通訳案内士制度の見直しについて」(2) (平成 28 年 2 月 10 日)

・「業務独占廃止となっても、名称独占が残れば質の高いサービスは残るはず。」

【4】「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を閣議決定 (平成 29 年 3 月 10 日)

【5】規制改革会議「通訳案内士制度の見直しについて」(3) (平成 28 年 4 月 8 日)

・河野太郎内閣府特命大臣 (規制改革) の意見

「観光ビジョンの目標を上向きにしているのであれば、今年はまだ 2016 年なのだから、来年の通常国会ではなく、業務独占をやめるということだけ、今通常国会に議員立法でもなんでも出すべき。それぐらいのペースでやらないと、観光庁は何の為に立ち上げたのか、観光産業の育成を邪魔するような役所だったら、やめてしまえばいい。」

【6】規制改革実施計画「通訳案内士制度の見直し」を閣議決定 (平成 28 年 6 月 2 日)

・規制改革の内容

「訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。」

【7】同法案が、衆議院本会議にて可決 (平成 29 年 5 月 16 日)

【8】同法案が、参議院本会議にて可決、成立 (平成 29 年 5 月 26 日)

【9】新通訳案内士法は 2018 年 3 月 2 日までに施行

新通訳案内士法が 6 月 2 日に公布され、新法は、平成 30 年 3 月 2 日までに施行される予定。(施行日は、公布日から 9 ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日となっている)

【規制改革会議とは】

規制改革会議は、2013 年 1 月 23 日に内閣府内に設置され (議長：岡素之)、同令 39 条により、「経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革 (国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革を含む) に関する基本的事項を総合的に調査審議すること」をつかさどる機関 (審議会) である。

内閣総理大臣の直轄の諮問機関ということで、星野佳路氏の発言から、あつと言う間に (半年)、閣議決定され、1 年後に、法案が可決、成立されました。

【第2部】新通訳案内士法の施行に向けて、観光庁がすること

新通訳案内士法の施行に向けて、観光庁は、下記のような政令、省令、告知、通達、ガイドラインなどの準備を予定しています。

●政令、省令

登録研修機関の有効期間【政令】

施行期日【政令】

試験免除科目【省令】

登録研修機関に関する事項【省令】

通訳案内士の研修受講期間【省令】

既有資格者に対する研修【省令】

地域通訳案内士に関する事項【省令】

●告知、通達、ガイドライン

追加する言語【告示】

地域通訳案内士育成等基本指針【告示】

都道府県登録事務【通達】

試験事務【ガイドライン】(試験項目リスト、免除基準、筆記・口述の試験実施方法)

●その他

試験委員の確保策、受験者増加策、美術館・博物館での優遇的措置、外国人材の活用、統一的団体の創設

■夏までに検討する課題

登録研修機関の要件

既有資格者の研修内容(作業部会を立ち上げて検討を進めていく)

地域通訳案内士育成等基本方針

■施行日までにすること

通訳案内士の情報検索システムの運用

有資格者の認知度向上方策(バッジ等)

通訳案内士の認知度向上の方策

新制度の周知方法

就業状況等の実態把握

■継続して検討する項目

(今年度内を目途に方針を取りまとめ)

新たな言語の追加、受験者の拡大方策

全国通訳案内士の定期研修の内容（作業部会を立ち上げて検討を進めていく）

試験の実施方法・内容（作業部会を立ち上げて検討を進めていく）

悪質ガイド対策

【第3部】新通訳案内士法の施行により、何がどう変わるのか？

【1】受験者の負担は増える

「より現場で求められる知識等を問う方向で試験内容自体を見直すべき」との観点から、試験科目が追加される予定なので、受験者の負担は増える。

具体的には、災害時の対応や、旅程管理の基礎的な内容、訪日外国人の生活習慣など、より通訳案内の実務に沿った設問が検討されている。

【2】全国通訳案内士は、定期研修の負担が増える

全国通訳案内士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間に、旅程管理や緊急対応時に関する知識、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識など、通訳案内士が実務において求められる内容の研修（有料）を義務づけられるようになり負担が増える

ベテランガイドにとっては、随分、迷惑な話で、時間とお金の無駄になりかねない。

【3】災害時における通訳案内士の活用

震災のような災害時に、市町村が、＜通訳案内士情報検索システム＞を利用して、避難された外国人の方への通訳などを通訳案内士に依頼することを検討するそうだが、首都圏直下型大地震などの場合、一体、どのように運用されるのだろうか。

※＜通訳案内士情報検索システム＞とは

現在、都道府県が管理している通訳案内士の登録簿をデータベース化し、全国の通訳案内士の登録・就業状況を一括して確認できるようにするシステムのこと。

この検索システムにより、通訳案内士の就業状況が改善されるかどうかは、大いに疑問である。

【4】悪質ガイドの防止

悪質ガイドの防止のために、下記のような施策を検討するそうだが、官僚が机の上で考える範疇を超えていないので、実効性については、はなはだ疑問である。

・旅行業者、ランドオペレーターに対し、有資格者を優先的に手配するようガイドライン等を通じて指導。

・有資格者のデータベースを整備。無資格者にも参加を促し、利用者の評価で質の高い者から選ばれるような環境整備。

・悪質な手配を行う外国旅行業者については、各国観光当局に対し情報を提供し、各国法に基づく取締り・指導を要請。

・韓国の観光警察を見習え！

韓国でも、外国人観光客を狙ったぼったくりやタクシー運転手による法外な料金請求などの違法行為が頻発していたので、2013年に観光警察を創設して、主要観光スポットをパトロールなどを通して、違法行為を未然に防ぐことによりかなりの効果を上げるようになった。

いくら指導しても、罰則を伴う強制力がなければ無力である。

・韓国の観光警察のサイト（日本語版）

http://japanese.visitkorea.or.kr/jpn/AKR/AK_JPN_5_3.jsp

・JTBグループは、68年間、ヤミガイドを使ってきている

業務独占規定のある通訳案内士法のもとで、JTBは、1949年以来、68年間にわたり、違法にヤミガイドを使ってきた。本日も、JTBは、数十人（数百人？）のヤミガイドを使って違法行為を繰り返している。

罰則指定がある法律があっても、観光庁はヤミガイドを黙認、野放しという無為無策である。

違法行為が認められるこの国にあって、罰則指定のない指導など、実効性が持てるわけがない、と私は考えます。

人は、普通、善意や正義や法律では動かない。私利私欲で動くものだ。安倍首相、菅官房長官、萩生田官房副長官などの言動を見れば、一目瞭然だろう。

【5】ヤミガイドが合法化される影響

今回、ヤミガイドが合法化されたとは言え、実質的に、過去68年間に渡り、ヤミガイドは野放しになっていたわけだから、本質的には、何も変わらないが、ヤミガイドが合法化されたことで、多少なりとも法律違反はしたくないと思っていた善意の人々の「タガが外れて」全国津々浦々、悪質ガイドのオンパレードになりはしないかと心配だ。

「楠木正成は、天皇のために戦い活躍した昭和の英雄です」

「日本人男性は、みんな、中年になるとハゲます」

「織田信長が江戸城を作りました」などなど。

・中国人ヤミガイドの信じられない説明

<https://www.youtube.com/watch?v=KD91MHtHllg&t=666s>

【6】通訳ガイドを目指す人は通訳案内士試験に合格していただきたい！

通訳ガイドという仕事はなくならないし、優秀なガイドは必ず優遇されるので、通訳ガイドを目指す人

は、是非、試験を受けて合格していただきたいと思います。

通訳ガイドには、通訳案内士試験合格程度の知識は絶対に必要ですから。

JTBでも、国賓級の外国人観光客にヤミガイドをつけることは(多分)しないし、優秀なガイドには、(資本の論理で)それなりの待遇はすると思います。

世界で出会ったガイドさんたち

●マチュピチュの政府公認ガイド

https://youtu.be/1Hg_gtVS6Q0

●キューバ旅行でお世話になったガイドさん

<https://youtu.be/c0QIT-Gh47w>

●ヨセミテ渓谷の公認ガイドツアー(Yosemite Valley Floor Tour)

https://youtu.be/xympV8c_O-o

●メキシコマヤ文明(ツウルム遺跡)のガイドさん

<https://youtu.be/KJgUFILG-28>

●メキシコマヤ文明(エクバラン遺跡)のガイドさん

<https://youtu.be/RJ9fJIZkoGg>

以上